

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公開番号】特開2017-225784(P2017-225784A)

【公開日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-050

【出願番号】特願2016-126111(P2016-126111)

【国際特許分類】

A 61 J 3/06 (2006.01)

A 61 K 9/44 (2006.01)

【F I】

A 61 J 3/06 Q

A 61 K 9/44

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月27日(2019.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

ここで、割線の溝の幅方向両端部に対応した位置を含むように割線に沿って印刷した直線とは、第1面においては、割線の溝を形成する幅方向両端部を含み割線に沿って印刷した直線であればよく、多少溝外の位置を含む直線であってもよい。また、第2面においては、第1面における割線の溝を形成する幅方向両端部を含む幅を有する直線を割線に対応する位置・回転角に印刷したものであればよく、多少幅広であってもよい。さらに、実施例3におけるマークM3、マークM4の直線は実線であるが、必ずしもこれに限定されず、破線であっても点線であっても一点鎖線であってもよい。また、マークM3とマークM4とは互いに異なる形状のマークであってもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

図5に示すマークM3、M4を印刷した錠剤Tを分割した場合の例を図6に示す。図6(a)は、正常に分割した場合の例である。すなわち、正常分割の場合は、マークM3又はマークM4における幅方向の一方の端部が錠剤Tの一方の端部から他方の端部まで途切れることなく継続していることが確認でき、かつマークM3又はマークM4における幅方向の他方の端部が確認できない。これに対し、異常分割の場合は、マークM3又はマークM4における幅方向の一方の端部が錠剤Tの一方の端部から他方の端部まで途切れることなく継続していることが確認でき、かつマークM3又はマークM4における幅方向の他方の端部の少なくとも一部が確認できる(図6(b))。又は、別の例では、マークM3又はマークM4における幅方向の一方の端部が錠剤Tの一方の端部から他方の端部まで途切れることなく継続していることが確認できない(途中で途切れている)(図6(c))。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

ここで、マークM5又はマークM6は直線であればよく、破線や点線や一点鎖線であってもよい。さらに、実施例4においては、第1面にマークM6、第2面にマークM5を印刷したが、必ずしもこれに限定されず、第1面にマークを印刷せず、第2面のみにマークM5を印刷する構成としてもよい。また、マークM6とマークM5とは互いに異なる形状のマークであってもよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0066】

このように、実施例4においては、マークが割線の溝の幅方向両端部に対応した位置を含むように前記割線に沿って印刷した直線であり、かつ当該直線が溝の幅方向の一方の端部に対応する位置の一方の直線と他方の端部に対応する位置の他方の直線の2本であるとしたことにより、溝幅方向の中央部はマークを印刷しないためインクの量を節約できるとともに、錠剤分割後に分割異常が判断可能な形状のマークであることにより、目視又は一包化装置において、錠剤分割後に正常に分割できたか異常な分割かを判断することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0068

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0068】

11：ディスク 12：ディスク 13：ディスク

14：パーツフィーダ 15：錠剤投入部 17：収納箱

21：印刷装置 31：印刷装置 41：撮像装置 51：撮像装置

M1～M6：マーク T：錠剤